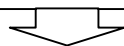


「山口県子どもの貧困対策推進計画」について

1 策定経緯

- ◇子どもの貧困率
16.3% (2012年厚生労働省(2010年OECD加盟34か国中25位))
- ◇子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
54.6% (2012年厚生労働省(2010年OECD加盟34か国中33位)) など



「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定 (平成26年1月施行)

基本理念：子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されない社会の実現

- 貧困対策を推進する基本指針としての大綱の策定 (法第8条)
- 都道府県計画の策定 (法第9条) を規定

大綱に掲げる
主な事項
(H26.8策定)

- ◆ 基本的な方針
- ◆ 子供の貧困に関する指標(25の指標)
- ◆ 指標の改善に向けた施策(4つの重点施策)
①教育支援②生活支援③保護者への就労支援④経済的支援

2 策定趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定する。

3 位置付け

「子どもの貧困対策に関する法律」第9条に基づく「都道府県計画」
(努力義務)

4 計画期間

国の大綱に基づき、平成27年度～平成31年度 (5年間)

5 基本目標

法律・大綱を踏まえ、次のとおりとする。

【目標】

子どもの将来がその生まれ育った環境に
左右されることのない社会の実現

【取組の基本方針】

- ・ 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備
- ・ 教育の機会均等

6 子どもを取り巻く現状

○生活保護世帯は10年で約3,100世帯増加、保護率は2.8ポイント上昇

	平成13年	平成23年	増減
山口県	9,608世帯(9.0%)	12,748世帯(11.8%)	3,140世帯(2.8%)
全国	805,169世帯(9.0%)	1,498,375世帯(16.2%)	693,206世帯(7.2%)

(福祉行政報告例、山口県の生活保護、()内は保護率)

○ひとり親世帯は10年で約2,700世帯増加

	平成14年	平成24年	伸び率
山口県	17,820世帯	20,564世帯	15.4%
全国(推計値)	1,399,200世帯(H15)	1,461,000世帯(H23)	4.4%

※全国の平成23年は岩手県、宮城県、福島県の3県を除いたもの

(全国母子世帯等調査、山口県母子・父子世帯等実態調査)

○母子世帯では、世帯の平均収入は38万円増加

	平成14年	平成24年	増減
山口県	205万円	243万円	38万円
全国	212万円(H15)	291万円(H23)	79万円

(全国母子世帯等実態調査、山口県母子・父子世帯等実態調査)

○就学援助率は10年で約6ポイント上昇

	平成14年	平成24年	増減
山口県	18.71%	24.77%	6.06%
全国	10.74%	15.64%	4.90%

(文部科学省、山口県教育委員会調)

7 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、国の大綱に設定された25の指標のうち県の調査結果がある16の項目を指標として設定し、その改善に向けて取り組む。

指標の項目		県指標	大綱の指標	
1	生活保護世帯	子どもの高等学校等進学率	87.1%	90.8%
2		子どもの高等学校等中退率	2.8%	5.3%
3		子どもの大学等進学率	19.6%	32.9%
4		子どもの就職率(中学校卒業後)	3.9%	2.5%
5		子どもの就職率(高等学校卒業後)	62.7%	46.1%
6	児童養護施設	子どもの進学率(中学校卒業後)	97.7%	96.6%
7		子どもの就職率(中学校卒業後)	0.0%	2.1%
8		子どもの進学率(高等学校卒業後)	12.9%	22.6%
9		子どもの就職率(高等学校卒業後)	74.2%	69.8%
10	スクールソーシャルワーカー(※)	配置人数	58人	1,008人
11	スクール・カウンセラー	配置率(小学校)	32.8%	37.6%
12		配置率(中学校)	100%	82.4%
13	就学援助制度に関する周知状況	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	42.1%	61.9%
14		入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	57.9%	61.0%
15	ひとり親世帯	親の就業率(母子家庭)	87.8%	80.6%
16		親の就業率(父子家庭)	91.2%	91.3%

※社会福祉等の知識や技能も使い、関係機関等と連携し問題を抱える児童生徒への支援を行う者

8 指標の改善に向けた具体的施策の推進

指標の改善に向け、国の大綱に掲げられた4つの重点施策である、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を県計画の4つの柱として、子どもの貧困対策に関する具体的施策を総合的、計画的に推進する。

柱	重点施策
教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学習指導による学力保障 ・スクールソーシャルワーカーの配置・拡充 ○幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励費の充実 ・研修の充実 ○就学支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減 ○大学等進学に対する教育機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度等経済的支援の充実 ○生活困窮世帯等への学習支援 など
生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ○子どもの生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進 ・子どもの居場所づくりに関する支援 ○子どもの就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の子ども等に対する就労支援 ○支援する人員の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員の資質向上に係る研修の実施 など
保護者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ○親の就労支援 ○親の学び直しの支援 など
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の支援 ○養育費確保に関する支援 など

9 計画の推進

教育、福祉、労働分野等地域における関係団体等との連携・協力を得ながら、施策の着実な推進を図るとともに、計画に掲げられた施策の実施状況やその効果等について、定期的な点検・評価を行う。